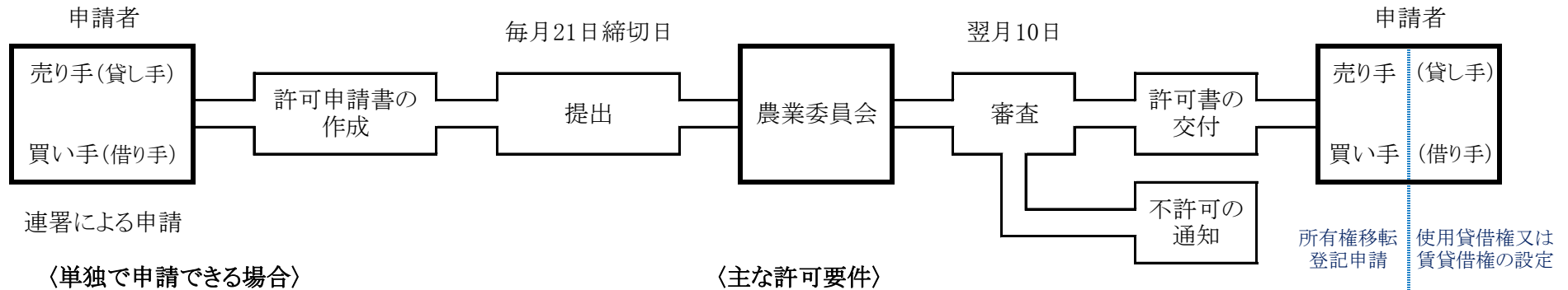


農地法第3条の許可を受ける手順



〈単独で申請できる場合〉

- ① 単独行為
 - ア 強制競売
 - イ 担保権の実行としての競売
 - ウ 公売
 - エ 遺贈
 - オ その他の単独行為による場合
- ② 判決が確定した場合等
 - ア 判決の確定
 - イ 裁判上の和解若しくは請求の認諾
 - ウ 民事調停法による調停の成立
 - エ 家事審判法による審判若しくは調停の成立

〈許可を受けないでよい場合〉

- ・相続(包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈)
- ・法人の合併・分割
- ・時効 等

〈主な許可要件〉

一般の場合

- ① 取得農地を含むすべてを効率的に利用すること
- ② 法人の場合は農地所有適格法人であること
- ③ 農作業に常時従事すること
- ④ 下限面積以上を耕作すること
- ⑤ 周辺地域の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと

解除条件付貸借の場合(一般の場合の③以外の個人、②以外の法人)

- ① 一般の場合の②・③以外の要件
- ② 書面による解除条件付貸借での契約であること
- ③ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること
- ④ 法人の場合は、役員1人以上が耕作又は養畜の事業に常時従事すること

なお、この解除条件付貸借の場合は、許可を受けた後毎年利用状況を報告しなければならない

また、適正に利用しない場合は、最終的には許可を取消しされる